

# 神戸市立神の谷小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

平成 26 年 3 月作成

令和 2 年 6 月改定

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定した。

## 1. 基本的な姿勢

本校は、児童・教職員の人権感覚の高揚、校内における温かな人間関係の構築、いじめ問題の早期発見・適切な指導・早期解決を目指し、保護者・地域そして関係機関と連携しながら、いじめ問題の根本的な解決に向けて、取組を進めていく。

また、神戸市のいじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものを含む)であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

## 3. いじめの態様

### < 分類 >

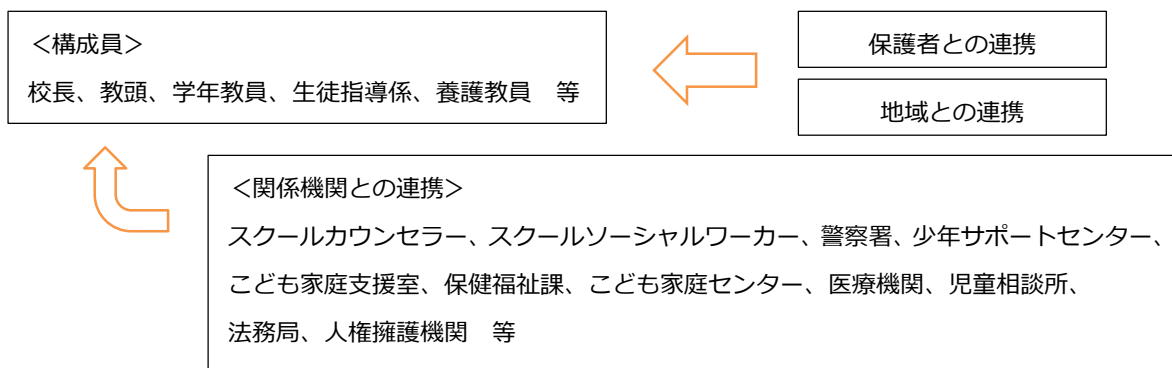
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれにされたり、集団による無視をされたりする。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## 4. いじめの基本認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を、大人も児童ももつ。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 5. 校内いじめ問題対策委員会の設置



「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するために「予防的」「開発的」な取組を展開する。

- ① いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議する。
- ② いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに注意しながら、本校の教職員が共有する。
- ③ 直接的な事柄だけでなく、教職員の資質向上のための校内研修や取組の企画や実施についても役割を担う。
- ④ 友達関係・集団づくり・社会性育成などの取組、いじめに関する学習の取組、明るい学校づくりのためのあいさつ運動等を計画的に進める。

## 6. いじめの未然防止

いじめの防止は、“学級経営”や“集団づくり”と重なる部分が多く“絆づくり”が大切になる。そのためには、普段から児童の様子を知り、認め合い助け合う仲間をつくり、命や人権に対する意識を育てる必要がある。また、「自尊感情」を高め、「自己肯定感」の高揚や「居場所づくり」も重要になってくる。

- ① すべての教育活動において、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も大切にできる心」を育む教育を推進する。
- ② 「命の大切さを実感させる体験活動」「一人一人がかげがえのない存在であることが分かる活動」等を通して、人間関係力・コミュニケーション力を育てる。
- ③ 分かる授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに、一人一人が活躍する場を設け、学習に対する達成感・成就感を育てる。また、児童が授業や行事に主体的に参加できる学校づくりに努める。
- ④ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校の

ルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

- ⑤思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ⑥「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての児童がもつような様々な活動の中で指導する。
- ⑦見て見ないふりをすることは「いじめ」につながることや「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

## 7. いじめの早期発見

日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努め、児童の小さな変化を敏感に察知し、教職員のいじめを見逃さない認知能力を向上させていく。その上で、得た情報に関して、教職員間の情報の共有、連携した情報収集を進める必要がある。

- ①教職員も人権感覚を磨き、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。
- ②児童の交友関係など、生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意する。
- ③児童との信頼関係を大切にし、定期的ないじめのアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に向けて取り組む。
- ④気軽に相談できる雰囲気づくり、相談しやすい環境づくりを勧めるために、養護教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携し、児童の心のケアにあたる。
- ⑤教育相談指導室やこっぺっ子悩み相談など、学校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知し、関係機関との連携を図る。

## 8. いじめの早期対応

いじめが発見されたら第一に「被害者の保護」に努め、次に組織として、その対応にあたる必要がある。さらに、大人全員が「解決に取り組む」姿勢を示すことが大切である。

- ①関係児童双方や周囲の児童、保護者からの訴えや状況、気持ちを共感的に聴き取り、教職員間で情報を共有し、組織的に対応する。
- ②いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守り抜くとともに、学年・学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進める。
- ③いじめた児童には、毅然とした対応と粘り強い指導で「人として許されないこと」「いじめられる側の気持ち」を認識させる。
- ④児童や保護者には、適切な方法で今後の指導方針、相談体制を伝え、状況に応じて教育委員会、警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたる。
- ⑤一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に実施し、関係児童と保護者に対するの支援を行う。

## 9. 特に配慮を要する児童への対応

様々な特性や背景のある児童に対しては、教職員の正しい理解のもと、日常的に適切な支援を行う。

- ①海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童については、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、教職員、児童、保護者等の理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- ②性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童については、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応を行う。
- ③各地での災害や事故等により被災した児童や避難をしている児童については、心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行う。

上記の児童を含め、特に配慮を要する児童に対して、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止に努める。

## 10. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握して子どもや保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

## 11. 保護者・地域との連携

- ・保護者世話係会・ふれあい懇話会等、保護者や地域と連携し、朝のあいさつ運動、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を見守る。
- ・保護者世話係会や地域の会合等で、学校がいじめ問題への取組について情報発信をし、理解と協力を得る。

## 12. 重大事態への対処

### (1)重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。

### (2)調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で説明する。

## 13. その他

- ・学校評価においては、年度ごとの取組について、保護者からのアンケートを行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は、本校の状況に応じて、校内いじめ対策委員会において見直しを進め、適宜改訂を行う。